

令和7年度随意契約一覧表【こども未来部】

令和8年1月1日から令和8年3月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）		契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
子育て応援課	富田林市民限定発達障がい児等療育支援事業に係る業務	令和8年3月31日	大阪府障害者福祉事業団	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	4,400,000	発達障がい等により社会生活に支障のある在宅の児童に対して、専門的な個別療育を実施する発達障がい児等療育支援事業について、本市民限定の受入枠を20名追加する事業です。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業団は大阪府の設置する大阪府発達支援拠点の指定を受けて「こども発達支援センターSun」（以下「同センター」という。）を運営しており、本市を含む南河内の各市町村は同センターにおいて、専門的な個別療育（発達障がい児等療育支援事業）を委託実施しています。近年、同センターでの専門的な個別療育について、全ての利用希望者の受入が困難な状況となっていることから、本市民限定の本事業を実施するもので、同一場所で実施することにより人員面や施設面で効率的な運用が可能となるため、本事業団との随意契約を希望するものです。
こども政策課	物価高対応子育て応援手当対応業務（システム改修対応等）	令和8年1月15日	日本電子計算株式会社 大阪支店	令和8年1月16日	～ 令和8年3月31日	2,310,000	物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、国の「強い経済」を実現する総合経済対策の一環として実施する物価高対応子育て応援手当を支給することに伴い、児童手当システムを改修するもの。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本市が採用している児童手当の認定、支給業務に使用するシステムは、日本電子計算株式会社大阪支店が独自に開発・商品化したものであり、給付金の支給事務に活用するための児童手当システムの改修については、同社でなければ対応できないため。
こども政策課	令和7年度 自治体情報システム標準化・共通化に係る業務	令和8年1月30日	日本電子計算株式会社 大阪支店	契約の翌日	～ 令和8年3月31日	5,469,200	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和三年法律第四十号）に基づき、各地方自治体は令和7年度までに国が定めた標準準拠システムへの移行を目指している。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	随意契約の妥当性を検証するため、システム標準化・共通化に係る業務を全体統括するデジタル推進室により、市ウェブサイトにて事前に公募型の情報提供依頼を実施された。その結果、標準化対応が可能と回答したのは現行システムのみであり、他事業者からは「対象業務システムの取り扱いがない」「人的リソース不足」との理由で提供見込みがない旨の回答があった。このため、現行事業者以外での調達は見込めない。